

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市ホテル南郷の利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市ホテル南郷条例
条 項		第9条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>市長は、第7条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき又はホテル南郷の管理上特に必要があると認めるときは、当該利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成19年6月22日最終改正
備 考		